

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示	ページ
○ 指定公金事務取扱者の指定【保健福祉局人権推進センター同和対策課】	4
○ 指定公金事務取扱者の指定【保健福祉局健康医療部第2夜間・休日急患センター】	5
○ 北九州市児童相談所に配置する児童心理司、児童福祉司及び指導教育担当児童福祉司の数【子ども家庭局子ども総合センター】	6
○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	7
○ 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	9
○ 包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧【行政委員会事務局監査第一課】	11
○ 収納事務の委託【総務市民局地域・人づくり部市民活動推進課】	12
○ 徴収事務及び収納事務並びに支出事務の委託【保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター】	13
○ 令和7年度の固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録【財政・変革局税務部固定資産税課】	14
○ 令和7年度の国民健康保険料の料率【保健福祉局長寿推進部保険年金課】	15
○ 令和7年度の国民健康保険料の減額する額【保健福祉局長寿推進部保険年金課】	16
○ 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	19
○ 港湾施設の等級の指定の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	20
○ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定【都市戦略局計画部開発指導課】	21
○ 道路の区域決定【都市整備局道路部管理課】	23

○ 指定公金事務取扱者の指定【都市整備局河川公園部水環境課】	2 5
○ 指定公金事務取扱者の指定【都市整備局河川公園部公園管理課】	2 6
○ 徴収事務及び収納事務の委託【都市ブランド創造局科学館普及課】	2 7
○ 指定公金事務取扱者の指定【都市ブランド創造局科学館普及課】	2 8
○ 指定公金事務取扱者の指定【門司区役所まちづくり整備課】	2 9
○ 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】	3 0
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】	3 1
○ 雑草等の除去委託料の単価【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】	3 3
○ 北九州市収納代理金融機関、北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定【会計室】	3 4

◇ 公 告

○ 北九州市が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	3 6
○ 北九州市が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	4 0
○ 北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【技術監理局契約部契約制度課】	4 3
○ 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】	4 7
○ 請負契約に係る一般競争入札の公告（4件）【教育委員会事務局学校支援部施設課】	4 8

◇ 上下水道局

○ 北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部経営企画課】	6 0
○ 指定公金事務取扱者の指定【上下水道局総務経営部営業課】	6 1
○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】	6 2

- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 6 3
- 出納取扱金融機関の指定【上下水道局総務経営部経営企画課】 6 4
- 収納取扱金融機関の指定【上下水道局総務経営部経営企画課】 6 5
- 北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 6 7
- 北九州市上下水道局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 7 1
- 北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 7 5

◇ 交 通 局

- 指定納付受託者の指定【交通局営総務経営課】 7 9
- 収納事務の委託（2件）【交通局運輸サービス課】 8 0
- 北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 8 2
- 北九州市交通局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 8 6
- 北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【交通局総務経営課】 8 9

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局事務専決規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 9 3
- 北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 9 4
- 北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 9 8
- 北九州市公営競技局が発注する測量業務等の委託契約又は請負契約の競争入札参加資格の審査の申請方法等【公営競技局総務課】 1 0 2

北九州市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立北方地域交流センターの多目的ホールの使用料の徴収について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

施設の名称	指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市立北方地域交流センター多目的ホール	北方体育交流センター運営委員会 委員長 森谷一久	北九州市小倉南区北方三丁目40番1号	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

北九州市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立第2夜間・休日急患センターにおける使用料及び手数料の収納（徴収及び支出）について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社メ ディカル・ コンシェル ジュ北九州 支社	北九州市小 倉北区浅野 二丁目14 番2号	令和7年3 月7日	令和7年4 月1日	令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日ま で

北九州市告示第108号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の3第6項及び第7項並びに第13条第1項、第2項及び第7項の規定により、北九州市児童相談所に配置する心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（以下「児童心理司」という。）、児童福祉司及び指導教育担当児童福祉司の数を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

北九州市児童相談所に配置する児童心理司及び児童福祉司の数（令和6年北九州市告示第126号）は、廃止する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

- 1 法第12条の3第7項の児童心理司の数は、40人以上とする。
- 2 法第13条第2項の児童福祉司の数は、82人以上とする。
- 3 法第13条第7項の指導教育担当児童福祉司の数は、14人以上とする。

北九州市告示第109号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、下記の特定制子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
認定こども園 みつばち保育園 MOJIKO	預かり 保育事業	北九州市門司区丸 山一丁目19番1 号	社会福祉法人 b o o n	令和7年 4月1日
認定こども園 西教寺保育園	預かり 保育事業	北九州市小倉北区 砂津二丁目11番 41号	社会福祉法人 西教会	令和7年 4月1日
認定こども園 あさひ保育園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区 横代北町一丁目5 番20号	社会福祉法人 あさひ事業協 会	令和7年 4月1日
認定こども園 朽網保育園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区 朽網東一丁目9番 38号	社会福祉法人 恵光会	令和7年 4月1日
認定こども園 葛原保育園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区 葛原本町一丁目1 3番8号	社会福祉法人 葛原会	令和7年 4月1日
認定こども園 聖母園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区 湯川五丁目10番 33号	社会福祉法人 カトリック社 会事業協会	令和7年 4月1日
認定こども園 高倉保育園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区 横代南町四丁目3 番1号	社会福祉法人 高倉会	令和7年 4月1日
認定こども園 日豊保育園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区 上葛原一丁目12 番25号	社会福祉法人 宏隆会	令和7年 4月1日
認定こども園 ゆたか保育園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区 志徳二丁目1番8 号	社会福祉法人 秀法福祉会	令和7年 4月1日
認定こども園 則松保育園	預かり 保育事業	北九州市八幡西区 則松六丁目7番2 1号	社会福祉法人 真照会	令和7年 4月1日
認定こども園 ナオミ愛児園	預かり 保育事業	北九州市戸畑区中 本町12番34号	社会福祉法人 北九州ナオミ 福祉会	令和7年 4月1日

あさかわ幼稚園	一時預かり事業(一般型)	北九州市八幡西区 藤原三丁目19番 1号	学校法人福岡 育英学園	令和7年 4月1日
---------	--------------	----------------------------	----------------	--------------

北九州市告示第110号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、下記の特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第41条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
天心幼稚園	幼稚園	北九州市小倉北区清水二丁目7番1号	学校法人仁科学園	令和7年4月1日
浜町幼稚園	幼稚園	北九州市若松区北浜一丁目1番25号	学校法人田原学園	令和7年4月1日
尾倉幼稚園	幼稚園	北九州市八幡東区尾倉三丁目8番2号	学校法人浅野学園	令和7年4月1日
高見幼稚園	幼稚園	北九州市八幡東区川淵町3番23号	学校法人高見学園	令和7年4月1日
あさかわ幼稚園	幼稚園	北九州市八幡西区藤原三丁目19番1号	学校法人福岡育英学園	令和7年4月1日
楠橋幼稚園	幼稚園	北九州市八幡西区楠橋下方一丁目1番13号	学校法人西照学園	令和7年4月1日
第二文化幼稚園	幼稚園	北九州市八幡西区的場町20番12号	学校法人北九州文化学園	令和7年4月1日
認定こども園若松青葉幼稚園	認定こども園	北九州市若松区青葉台西一丁目3番1号	社会福祉法人行学学園	令和7年4月1日
認定こども園みつばち保育園MOJIKO	認定こども園	北九州市門司区丸山一丁目19番1号	社会福祉法人boon	令和7年4月1日
認定こども園西教寺保育園	認定こども園	北九州市小倉北区砂津二丁目11番41号	社会福祉法人西教会	令和7年4月1日
認定こども園あさひ保育園	認定こども園	北九州市小倉南区横代北町一丁目5番20号	社会福祉法人あさひ事業協会	令和7年4月1日

認定こども園 朽網保育園	認定こども園	北九州市小倉南区朽網東一丁目 9番38号	社会福祉法人 恵光会	令和7年4 月1日
認定こども園 高倉保育園	認定こども園	北九州市小倉南区横代南町四丁目 3番1号	社会福祉法人 高倉会	令和7年4 月1日
認定こども園 聖母園	認定こども園	北九州市小倉南区湯川五丁目1 0番33号	社会福祉法人 カトリック社会事業協会	令和7年4 月1日
認定こども園 日豊保育園	認定こども園	北九州市小倉南区上葛原一丁目 12番25号	社会福祉法人 宏隆会	令和7年4 月1日
認定こども園 ゆたか保育園	認定こども園	北九州市小倉南区志徳二丁目1 番8号	社会福祉法人 秀法福祉会	令和7年4 月1日
認定こども園 葛原保育園	認定こども園	北九州市葛原本町一丁目13番 8号	社会福祉法人 葛原会	令和7年4 月1日
認定こども園 則松保育園	認定こども園	北九州市八幡西区則松六丁目7 番21号	社会福祉法人 真照会	令和7年4 月1日
認定こども園 ナオミ愛児園	認定こども園	北九州市戸畑区中本町12番3 4号	社会福祉法人 北九州ナオミ福祉会	令和7年4 月1日

北九州市告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、北九州市が包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く令和7年4月1日から同年4月30日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで、北九州市行政委員会事務局監査第一課において閲覧に供する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

北九州市告示第 1 1 2 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市市民活動サポートセンターこくらにおける印刷機の賃貸料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉北区紺屋町 4 番 6 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 3 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立夜間・休日急患センター、北九州市立門司休日急患診療所及び北九州市立若松休日急患診療所における使用料及び手数料の徴収及び収納並びに還付金の支出について、次のとおり委託した。

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社 医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 5 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市告示第116号

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）第14条第1項第2号及び第3号、第14条の10第1項第2号及び第3号並びに第14条の15第1項第2号及び第3号に規定する国民健康保険料の令和7年度における料率を決定したので、同条例第14条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

1 基礎賦課額の保険料率

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 被保険者均等割 | 23,550円 |
| (2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 27,160円 |
| (3) 特定世帯の世帯別平等割 | 13,580円 |
| (4) 特定継続世帯の世帯別平等割 | 20,370円 |

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 被保険者均等割 | 9,590円 |
| (2) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割 | 11,060円 |
| (3) 特定世帯の世帯別平等割 | 5,530円 |
| (4) 特定継続世帯の世帯別平等割 | 8,290円 |

3 介護納付金賦課額の保険料率

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 被保険者均等割 | 9,620円 |
| (2) 世帯別平等割 | 8,290円 |

北九州市告示第 1 1 7 号

北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号。以下「条例」という。）第 2 0 条及び第 2 0 条の 3 並びに北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 4 1 号。以下「規則」という。）第 8 条に規定する国民健康保険料の令和 7 年度における減額する額は、次のとおりである。

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 規則第 8 条第 1 項第 1 号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に 1 0 分の 7 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 1 6 , 4 9 0 円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 6 , 7 2 0 円
 - (3) 介護納付金賦課額分 6 , 7 4 0 円
- 2 規則第 8 条第 1 項第 1 号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に 1 0 分の 7 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 9 , 0 2 0 円
 - イ 特定世帯 9 , 5 1 0 円
 - ウ 特定継続世帯 1 4 , 2 6 0 円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7 , 7 5 0 円
 - イ 特定世帯 3 , 8 8 0 円
 - ウ 特定継続世帯 5 , 8 1 0 円
 - (3) 介護納付金賦課額分 5 , 8 1 0 円
- 3 規則第 8 条第 1 項第 2 号アの当該年度分の被保険者均等割の保険料率に 1 0 分の 5 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分 1 1 , 7 8 0 円
 - (2) 後期高齢者支援金等賦課分 4 , 8 0 0 円
 - (3) 介護納付金賦課額分 4 , 8 1 0 円
- 4 規則第 8 条第 1 項第 2 号イの当該年度分の世帯別平等割の保険料率に 1 0 分の 5 を乗じて得た額
 - (1) 基礎賦課額分
 - ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 3 , 5 8 0 円
 - イ 特定世帯 6 , 7 9 0 円
 - ウ 特定継続世帯 1 0 , 1 9 0 円

- (2) 後期高齢者支援金等賦課額分
- | | |
|---------------------|---------|
| ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 5, 530円 |
| イ 特定世帯 | 2, 770円 |
| ウ 特定継続世帯 | 4, 150円 |
- (3) 介護納付金賦課額分 4, 150円
- 5 規則第8条第2項第1号の当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- | | |
|------------------|---------|
| (1) 基礎賦課額分 | 4, 710円 |
| (2) 後期高齢者支援金等賦課分 | 1, 920円 |
| (3) 介護納付金賦課額分 | 1, 930円 |
- 6 規則第8条第2項第2号の当該年度分の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 基礎賦課額分 | |
| ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 5, 440円 |
| イ 特定世帯 | 2, 720円 |
| ウ 特定継続世帯 | 4, 080円 |
| (2) 後期高齢者支援金等賦課額分 | |
| ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 | 2, 220円 |
| イ 特定世帯 | 1, 110円 |
| ウ 特定継続世帯 | 1, 660円 |
| (3) 介護納付金賦課額分 | 1, 660円 |
- 7 条例第20条の3の当該年度分の被保険者均等割の保険料額（条例第20条の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額
- | | |
|---|----------|
| (1) 未就学児の被保険者均等割額 | |
| ア 基礎賦課額分 | 11, 780円 |
| イ 後期高齢者支援金等賦課分 | 4, 800円 |
| (2) 規則第8条第1項第1号アの規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額 | |
| ア 基礎賦課額分 | 3, 530円 |
| イ 後期高齢者支援金等賦課分 | 1, 440円 |
| (3) 規則第8条第1項第2号アの規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額 | |

ア 基礎賦課額分 5, 890円

イ 後期高齢者支援金等賦課分 2, 400円

(4) 規則第8条第2項第1号の規定により当該年度分の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額を減額した後の未就学児の被保険者均等割額

ア 基礎賦課額分 9, 420円

イ 後期高齢者支援金等賦課分 3, 840円

北九州市告示第 1 1 8 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 5 8 年北九州市告示第 7 8 - 1 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

4 臨港交通施設の道路の表の門司の項中

西海岸 1 7 号道路	門司区西海岸一丁目	8 5 . 4 0	1 3 . 7 2	アスファルト舗装	を
西海岸 1 7 号道路	門司区西海岸一丁目	8 5 . 4 0	1 3 . 7 2	アスファルト舗装	
西海岸 1 8 号道路	門司区西海岸一丁目	1 8 4 . 2 0	3 . 1 0	アスファルト舗装	に

改める。

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の門司の太刀浦 1 4 ・ 1 5 号岸壁荷さばき地の項中「1 級」を「2 級」に改め、同表の門司の太刀浦 1 6 号岸壁荷さばき地の項中「1 級」を「2 級」に改め、同表の門司の太刀浦 1 8 ・ 1 9 号岸壁荷さばき地の項中「1 級」を「2 級」に改め、同表の門司の太刀浦 2 0 ・ 2 1 号岸壁荷さばき地の項中「1 級」を「2 級」に改め、同表の門司の太刀浦 2 2 ・ 2 3 号岸壁荷さばき地の項中「1 級」を「2 級」に改め、同表の門司の太刀浦 2 4 ・ 2 5 号岸壁荷さばき地の項中「1 級」を「2 級」に改め、同表の門司の太刀浦 2 6 ・ 2 7 号岸壁荷さばき地の項中「1 級」を「2 級」に改める。

8 保管施設の野積場の表の門司の太刀浦 1 号野積場の項中「1 級（舗装部分）」を「2 級」に改める。

1 1 港湾環境整備施設の緑地の表の門司の西海岸 2 号緑地の項中「7, 1 0 4 . 1 5」を「7, 0 1 7 . 3 5」に改める。

北九州市告示第 1 1 9 号

港湾施設の等級の指定（平成 9 年北九州市告示第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

表の荷さばき地の一般ふ頭の 1 級地の項中

太刀浦 1 3 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸	
太刀浦 1 4 ・ 1 5 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸	
太刀浦 1 6 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸	
太刀浦 1 8 ・ 1 9 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸	
太刀浦 2 0 ・ 2 1 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸	
太刀浦 2 2 ・ 2 3 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸	
太刀浦 2 4 ・ 2 5 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸	
太刀浦 2 6 ・ 2 7 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸	

を

太刀浦 1 3 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸	
------------------	----------	--

に

改め、同表の野積場の 1 級地の項中

新門司北 1 号野積場	門司区新門司北一丁目	
太刀浦 1 号野積場	門司区太刀浦海岸	舗装部分に限る。

を

新門司北 1 号野積場	門司区新門司北一丁目	
-------------	------------	--

に

改める。

北九州市告示第120号

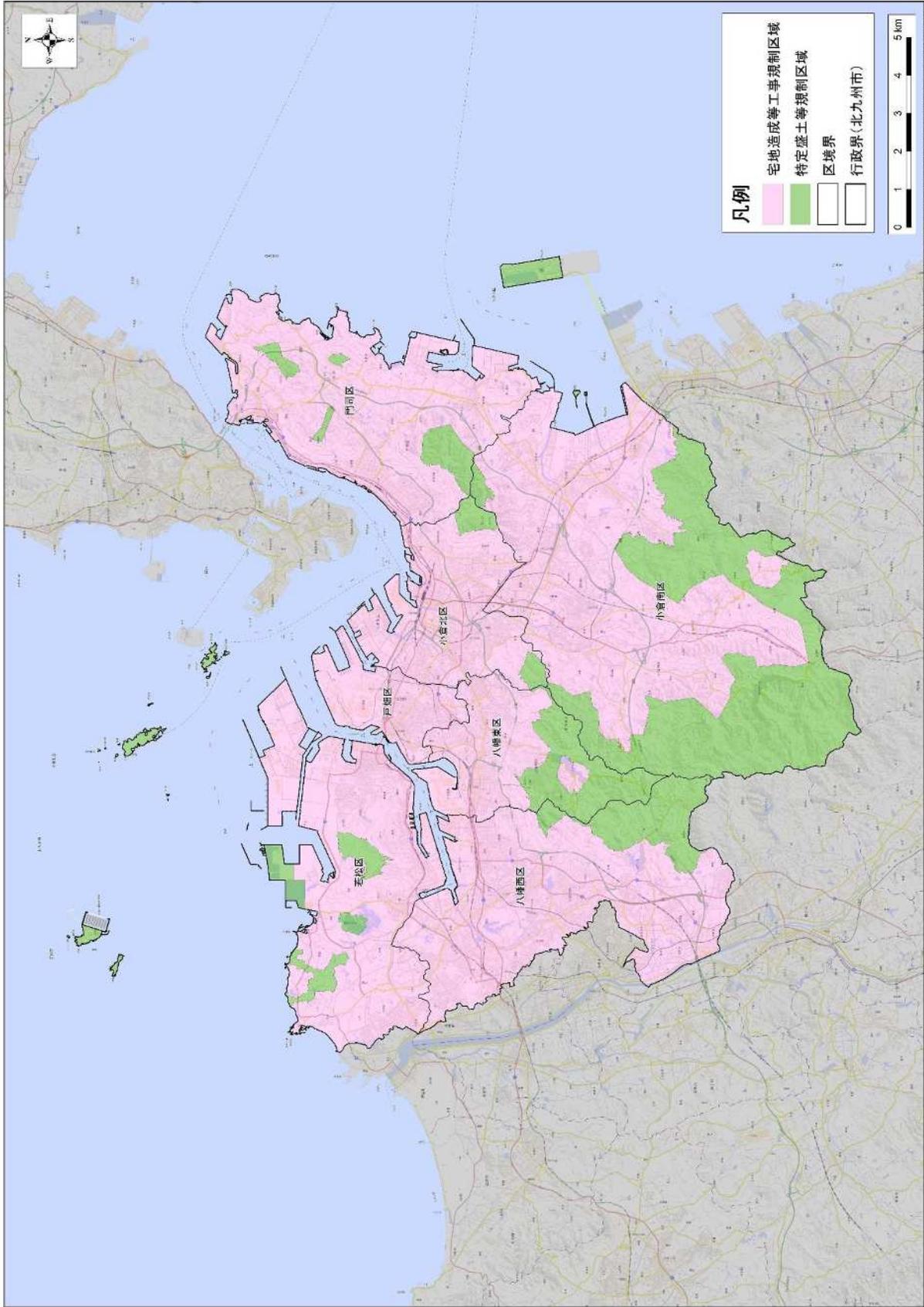
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

1 区域の表示
別図のとおり

2 指定年月日
令和7年4月1日



※測量法に基づく国土地理院基準誌（複製）R 6、MHT 266。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

北九州市告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)	立体的区域の区間	幅員(m)	延長(m)	上下の範囲(m)
501	砂津城内1号線	前	小倉北区城内349番5から小倉北区城内348番1地先まで	30.0 } 184.0	140.0	小倉北区城内349番5から小倉北区城内350番まで	128.0 } 154.0	118.0	—
		後	小倉北区城内349番5から小倉北区城内348番1地	30.0 } 184.0		小倉北区城内349番5から小倉北区城内350番まで	24.8 } 154.0		

			先まで						
5 2 2	室 町 1 号 線	前	小倉北 区室町 二丁目 213 番20 地先か ら 小倉北 区室町 三丁目 1番1 2まで	15.0 く 60.5	69.5	小倉北 区室町 三丁目 1番1 2から 小倉北 区室町 三丁目 1番1 2まで	41.6 く 42.9	57.5	—
		後	小倉北 区室町 二丁目 213 番20 地先か ら 小倉北 区室町 三丁目 1番1 2地先 まで	15.0	69.5	—	—	—	—

北九州市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立香月・黒川ほたる館における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
香月・黒川ほたる館運営協議会	北九州市八幡西区香月西四丁目6番1号	令和7年3月17日	令和7年3月17日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

北九州市告示第 1 2 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市立老松球場	朝日建物管理株式会社九州支店	北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号	令和 7 年 3 月 1 0 日	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立文化記念公園運動場	総合緑地建設株式会社	北九州市小倉南区大字合馬 3 0 1 番地			
北九州市立岡田球場	株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号			
北九州市立大池球場	株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野二丁目 1 1 番 1 号			
北九州市立萩ヶ丘球場	コナミスポーツ株式会社	東京都品川区東品川四丁目 1 0 番 1 号			

北九州市告示第124号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市科学館分館における使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

受託者		受託期間
名称	住所	
安全警備株式会社	北九州市八幡西区筒井町5番5号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

北九州市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市科学館における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
西部ビル管理株式会社	北九州市戸畑区幸町1番19号	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

北九州市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市営九州鉄道記念館西駐車場に係る使用料の収納について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社大日警	北九州市門司区西海岸一丁目2番1号	令和7年3月26日	令和7年3月26日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

北九州市告示第 1 2 7 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区洞北町 1 番 1 0、1 番 1 1 及び 1 番 1 9 の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 5 8 条第 5 項第 1 0 号から第 1 3 号までの該当性

土壤汚染対策法施行規則第 5 8 条第 5 項第 1 2 号（埋立地管理区域）に該当

北九州市告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
はぐむのあかりクリニック	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目6番14号	令和7年4月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
のぞみ薬局	北九州市門司区永黒二丁目10番4号	令和7年4月1日
大信薬局小倉蒲生店	北九州市小倉南区蒲生五丁目5番3号	令和7年4月1日
マーガレット調剤薬局	北九州市小倉南区葛原本町一丁目6番16号	令和7年4月1日
タカサキ薬局掖済会病院前店	北九州市門司区清滝一丁目4番11-105号アヴァンツァ清滝	令和7年4月1日
サンキュードラッグ門司港本店薬局	北九州市門司区栄町9番18号	令和7年4月1日
若戸薬局	北九州市若松区浜町一丁目4番11号	令和7年4月1日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ソフィアメディ訪問看護ステーション八幡東	北九州市八幡東区枝光三丁目13番11号枝光貸家	令和7年4月1日

訪問看護よりそう	北九州市小倉北区下富野二丁目5番13-2号	令和7年4月1日
訪問看護ステーションはな戸畑	北九州市戸畑区幸町11番17号2階	令和7年4月1日

北九州市告示第129号

あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則（昭和45年北九州市規則第36号）第3条第2項の規定により、雑草等の除去委託料の単価を次のように定める。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

1回につき1平方メートル当たり130円（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

北九州市告示第130号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び北九州市指定金融機関等事務取扱規則（昭和39年北九州市規則第52号）第3条第6項の規定により、次のとおり告示する。

この告示の日の前までに告示された北九州市収納代理金融機関の指定の告示及び北九州市総括出納取扱店、出納取扱店及び収納取扱店の指定（令和6年北九州市告示第144号）は、廃止する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

1 総括出納取扱店

株式会社北九州銀行 本店営業部

2 出納取扱店

区 別	出納取扱店となる事務取扱店舗
門司区	株式会社北九州銀行 本店営業部
小倉北区	株式会社福岡銀行 北九州営業部
小倉南区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
若松区	株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部
八幡東区	株式会社みずほ銀行 北九州支店
八幡西区	福岡ひびき信用金庫 黒崎支店
戸畑区	株式会社北九州銀行 本店営業部

3 指定金融機関及び指定代理金融機関の収納取扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社みずほ銀行	国内で業務を営む全ての店舗（出納取扱店を除く。）
株式会社福岡銀行	
株式会社西日本シティ銀行	
株式会社北九州銀行	国内で業務を営む全ての店舗（総括出納取扱店及び出納取扱店を除く。）
福岡ひびき信用金庫	国内で業務を営む全ての店舗（出納取扱店を除く。）

4 収納代理金融機関及びその収納取扱店

金融機関名称	収納取扱店となる事務取扱店舗
株式会社三菱UFJ銀行	国内で業務を営む全ての店舗
株式会社三井住友銀行	
株式会社広島銀行	

株式会社伊予銀行	
株式会社筑邦銀行	
株式会社佐賀銀行	
株式会社十八親和銀行	
株式会社肥後銀行	
株式会社大分銀行	
株式会社もみじ銀行	
株式会社西京銀行	
株式会社福岡中央銀行	
株式会社豊和銀行	
株式会社南日本銀行	
遠賀信用金庫	
横浜幸銀信用組合	
朝銀西信用組合	市内で業務を営む全ての店舗
九州労働金庫	国内で業務を営む全ての店舗
北九州農業協同組合	
株式会社ゆうちょ銀行	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に所在する支店（出張所及び株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。）を含む。以下同じ。）の店舗及び福岡郵便貯金事務センター（株式会社ゆうちょ銀行の公金指定様式振替払込書により収納する場合には、国内に所在する支店及び福岡郵便貯金事務センター）
株式会社りそな銀行	国内で業務を営む全ての店舗
楽天銀行株式会社	（口座振替による収納の事務に限る）

北九州市公告第201号

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市長 武 内 和 久

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事

- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、クからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 建設業許可申請書の別表

カ 印鑑証明書

キ 給与支払報告書（総括表）の写し

ク 工事用機械器具調書

ケ 主観点による加点の辞退届

コ 北九州市内事業所等調書

サ 保有作業船調書

シ 舗装工事関係機械調書

ス 社会的責任・社会貢献関係資料

セ 北九州市税に係る納税証明書

ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

タ 労働保険料納入証明書

チ 社会保険等関係届出書

ツ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

令和 7 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 1 2 月に令和 9 年度及び令和 1 0 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号(北九州市役所 1 5 階)

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市公告第202号

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

ウ 申請業務に関する調書（その1）

エ 申請業務に関する調書（その2）

- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 6 月に令和 8 年度及び令和 9 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立図書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号（北九州市役所 1 5 階）

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

北九州市公告第203号

北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用

人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和8年9月30日まで
- 7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年6月に令和8年度及び令和9年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。
- 8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。
- 9 公告に関する問合せ先
北九州市技術監理局契約部契約制度課
北九州市小倉北区域内1番1号（北九州市役所15階）

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区下畑町102番6及び102番34から102番42まで	北九州市小倉北区明和町9番1号 株式会社海王 代表取締役 竹下晃平
北九州市八幡西区真名子一丁目535番2、535番3及び539番1	北九州市八幡西区大字金剛145番地の2 株式会社HTS 代表取締役 小島清彦
北九州市若松区大字頓田679番3	北九州市八幡西区竹末一丁目24番20-101号 白橋竜丈

北九州市公告第206号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- (1) 工事名 北九州市立中学校トイレ整備事業（第1グループ）
- (2) 工事場所 入札説明書のとおり
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和8年3月31日まで。
- (5) 予定価格 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期間の末日午後4時30分時点において、次のいずれにも該当する単体企業あるいは共同企業体（複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体）であること。
 - ア 単体企業あるいは共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - イ 共同企業体の構成員は、本事業について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。
 - ウ 単体企業あるいは共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 全ての構成員が共同企業体に出資していること。
 - (イ) 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

(ウ) 代表構成員は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。

(3) 上記のほか、入札説明書に掲げる入札参加者に必要な資格等をすべて満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

(1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

(2) 期間 令和7年4月1日から同年5月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 交付方法 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300035.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、持参により参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和7年4月1日から同年5月16日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した入札参加者は、持参により入札書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和7年5月19日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

6 開札の場所及び日程

(1) 場所 未定（別途通知する。）

(2) 日程 令和7年6月9日から同月15日までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

(1) 最低制限価格 設けない。

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第207号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- (1) 工事名 北九州市立中学校トイレ整備事業（第2グループ）
- (2) 工事場所 入札説明書のとおり
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和8年3月31日まで。
- (5) 予定価格 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期間の末日午後4時30分時点において、次のいずれにも該当する単体企業あるいは共同企業体（複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体）であること。
 - ア 単体企業あるいは共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - イ 共同企業体の構成員は、本事業について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。
 - ウ 単体企業あるいは共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 全ての構成員が共同企業体に出資していること。
 - (イ) 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

(ウ) 代表構成員は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。

(3) 上記のほか、入札説明書に掲げる入札参加者に必要な資格等をすべて満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

(1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

(2) 期間 令和7年4月1日から同月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 交付方法 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300035.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、持参により参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和7年4月1日から同年5月16日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した入札参加者は、持参により入札書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和7年5月19日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

6 開札の場所及び日程

(1) 場所 未定（別途通知する。）

(2) 日程 令和7年6月9日から同月15日までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

(1) 最低制限価格 設けない。

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第208号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- (1) 工事名 北九州市立中学校トイレ整備事業（第3グループ）
- (2) 工事場所 入札説明書のとおり
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和8年3月31日まで。
- (5) 予定価格 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期間の末日午後4時30分時点において、次のいずれにも該当する単体企業あるいは共同企業体（複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体）であること。
 - ア 単体企業あるいは共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - イ 共同企業体の構成員は、本事業について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。
 - ウ 単体企業あるいは共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 全ての構成員が共同企業体に出資していること。
 - (イ) 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

(ウ) 代表構成員は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。

(3) 上記のほか、入札説明書に掲げる入札参加者に必要な資格等をすべて満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

(1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

(2) 期間 令和7年4月1日から同年5月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 交付方法 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300035.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、持参により参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和7年4月1日から同年5月16日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した入札参加者は、持参により入札書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和7年5月19日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

6 開札の場所及び日程

(1) 場所 未定（別途通知する。）

(2) 日程 令和7年6月9日から同月15日までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

(1) 最低制限価格 設けない。

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第209号

一般競争入札により、請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市長 武内和久

1 工事概要

- (1) 工事名 北九州市立中学校トイレ整備事業（第4グループ）
- (2) 工事場所 入札説明書のとおり
- (3) 工事内容 入札説明書のとおり
- (4) 工期 契約締結日から令和8年3月31日まで。
- (5) 予定価格 入札説明書のとおり
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）及び入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期間の末日午後4時30分時点において、次のいずれにも該当する単体企業あるいは共同企業体（複数の構成員からなる任意に結成された共同企業体）であること。
 - ア 単体企業あるいは共同企業体の構成員（代表構成員及び代表構成員以外の構成員をいう。以下同じ。）が北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - イ 共同企業体の構成員は、本事業について結成された他の共同企業体の構成員ではないこと。
 - ウ 単体企業あるいは共同企業体の構成員が本市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 共同企業体の出資は、次の要件を満たすものであること。
 - (ア) 全ての構成員が共同企業体に出資していること。
 - (イ) 施工業務を担当する構成員の出資比率は30%以上であること。

(ウ) 代表構成員は、出資比率が構成員中最大であること。

オ 本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。

(3) 上記のほか、入札説明書に掲げる入札参加者に必要な資格等をすべて満たすこと。

3 契約条項を示す場所、期間及び交付方法

(1) 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

(2) 期間 令和7年4月1日から同年5月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) 交付方法 北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、この方法により取得できない場合は、第1号の場所において交付する。

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku/03300035.html>

4 競争入札参加資格申請の提出

この公告に係る入札に参加を希望する者は、持参により参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和7年4月1日から同年5月16日まで（日曜日等を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

5 入札書及び技術提案書の提出

参加表明書を提出した入札参加者は、持参により入札書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出場所 第3項第1号の場所

(2) 提出期間 令和7年5月19日から同年5月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

6 開札の場所及び日程

(1) 場所 未定（別途通知する。）

(2) 日程 令和7年6月9日から同月15日までの間のいずれかの日

7 入札及び契約に関する条件

(1) 最低制限価格 設けない。

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 単体企業あるいは共同企業体の代表者または構成員が、参加表明書の提出から入札日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 必要な書類が不足している入札
- (5) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない入札
- (6) 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正した入札
- (7) 評価委員会の委員に対し、この入札手続きにおいて自己又は他者に有利又は不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者の入札
- (8) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

9 その他

- (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市上下水道局管理規程第10号

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める

。

令和7年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局事務専決規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第12項第10号中「100万円」を「200万円」に改め、同項第11号中「250万円」を「400万円」に改める。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第28条に規定する水道料金及び同条例第36条に規定する手数料、北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第15条第1項に規定する下水道使用料、北九州市上下水道局長事務委任規則（平成5年北九州市規則第60号）により委任を受けた漁業集落排水処理施設使用料、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき受託契約を締結した芦屋町下水道使用料並びに地方公営企業法第33条の2の規定に基づき受託契約を締結した水巻町下水道使用料の徴収事務について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、地方公営企業法第33条の2の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
第一環境ケイ・イー・エス共同企業体	福岡市中央区薬院四丁目3番5号	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

北九州市上下水道局告示第16号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
M-195	伊藤設備	伊藤康平	北九州市小倉南 区長尾五丁目1 3番7号	令和7年4 月1日
H-057	株式会社トラス	原黄誠司	北九州市八幡東 区山路二丁目6 番6号	令和7年4 月1日
N-184	垂門設備工業株 式会社	垂門 純	北九州市八幡西 区楠橋下方三丁 目13番22号	令和7年4 月1日
N-185	株式会社松栄建 設	松本一夫	北九州市八幡西 区別所町8番9 号	令和7年4 月1日
F-244	株式会社クサノ エンジニアリン グシステム	草野浩志	福岡市博多区東 那珂二丁目2番 15号	令和7年4 月1日

北九州市上下水道局告示第 17 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年北九州市水道局管理規程第 7 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
F-131	株式会社南日 本電設工業	埴 行徳	福岡市南区清水 二丁目 13 番 1 8 号	令和 7 年 3 月 5 日

北九州市上下水道局告示第18号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

令和7年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 福岡銀行	北九州営業部	北九州市小倉北区堺町 二丁目2番18号	令和7年4月1日か ら令和8年3月31 日まで

北九州市上下水道局告示第19号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により、次のとおり告示する。

この告示の日の前までに告示された収納取扱金融機関の告示（昭和50年北九州市水道局告示第5号、平成8年北九州市水道局告示第5号、平成8年北九州市水道局告示第15号、平成24年北九州市上下水道局第6号、平成27年北九州市上下水道局告示第14号、令和6年北九州市上下水道局告示第11号）は、廃止する。

令和7年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

収納取扱金融機関	取扱店舗
株式会社みずほ銀行	本店及び各支店（国内に所在する店舗に限る。）
株式会社福岡銀行	
株式会社西日本シティ銀行	
株式会社北九州銀行	
福岡ひびき信用金庫	
株式会社三菱UFJ銀行	
株式会社三井住友銀行	
株式会社広島銀行	
株式会社伊予銀行	
株式会社筑邦銀行	
株式会社佐賀銀行	
株式会社十八親和銀行	
株式会社肥後銀行	
株式会社大分銀行	
株式会社もみじ銀行	
株式会社西京銀行	
株式会社福岡中央銀行	
株式会社豊和銀行	
株式会社南日本銀行	
遠賀信用金庫	市内に所在する店舗
横浜幸銀信用組合	
朝銀西信用組合	
九州労働金庫	本店及び各支店（国内に所在す

北九州農業協同組合	る店舗に限る。)
株式会社ゆうちょ銀行	九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く。）
株式会社りそな銀行	本店及び各支店（国内に所在する店舗における口座振替による収納の事務に限る。）
楽天銀行株式会社	

北九州市上下水道局公告第38号

北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、ケからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 建設業許可申請書の別表

カ 印鑑証明書

キ 給与支払報告書（総括表）の写し

ク 工事用機械器具調書

ケ 主観点による加点の辞退届

コ 北九州市内事業所等調書

サ 保有作業船調書

シ 舗装工事関係機械調書

ス 社会的責任・社会貢献関係資料

- セ 北九州市税に係る納税証明書
- ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- タ 労働保険料納入証明書
- チ 社会保険等関係届出書
- ツ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和7年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和9年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年12月に令和9年度及び令和10年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課
北九州市小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所西棟4階)
電話 093-582-3137
FAX 093-582-3100

北九州市上下水道局公告第39号

北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- な 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 6 月に令和 8 年度及び令和 9 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号(小倉北区役所西棟 4 階)

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 3 7

F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 0 0

北九州市上下水道局公告第40号

北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和8年9月30日まで
- 7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年6月に令和8年度及び令和9年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。
- 8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。
- 9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所西棟4階）

電話 093-582-3137

FAX 093-582-3100

北九州市交通局告示第 2 号

若松営業所、向田営業所、N C 若松商連案内所、折尾駅前案内所及び二島案内所における、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和 3 9 年北九州市条例第 4 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号に規定する定期旅客運賃、同項第 4 号に規定する特殊旅客運賃その他の料金の納付について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市交通局長 白 石 基

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	所在地		
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区 紀尾井町 1 番 3 号	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市交通局告示第 3 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 4 項において準用する同条第 3 項及び北九州市交通局会計規程（昭和 43 年北九州市交通局管理規程第 4 号）第 38 条第 1 項の規定により、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和 39 年北九州市条例第 41 号）第 1 条第 1 項第 4 号の特殊旅客運賃の収納事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 4 月 1 日

北九州市交通局長 白石 基

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
ジョルダン株式会社	東京都新宿区新宿二丁目 5 番 10 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

北九州市交通局告示第4号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項及び北九州市交通局会計規程（昭和43年北九州市交通局管理規程第4号）第38条第1項の規定により、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例（昭和39年北九州市条例第41号）第1条第1項第2号の定期旅客運賃の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月1日

北九州市交通局長 白石 基

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社西鉄チケットサービス	福岡市中央区薬院三丁目16番26号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

北九州市交通局公告第12号

北九州市交通局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第3号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市交通局長 白石基

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、ケからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 建設業許可申請書の別表

カ 印鑑証明書

キ 給与支払報告書（総括表）の写し

ク 工事用機械器具調書

ケ 主観点による加点の辞退届

コ 北九州市内事業所等調書

サ 保有作業船調書

シ 舗装工事関係機械調書

ス 社会的責任・社会貢献関係資料

- セ 北九州市税に係る納税証明書
- ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- タ 労働保険料納入証明書
- チ 社会保険等関係届出書
- ツ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和7年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第7条第1項（規則第11条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和9年5月31日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年12月に令和9年度及び令和10年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

10 公告に関する問い合わせ先

北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町3番1号
電話 093-771-8401
FAX 093-771-8422

北九州市交通局公告第13号

北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第4号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市交通局長 白石基

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

イ 申請業務に関する登録等の証明書

- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 6 月に令和 8 年度及び令和 9 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
電話 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 0 1
F A X 0 9 3 - 7 7 1 - 8 4 2 2

北九州市交通局公告第14号

北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市交通局長 白石基

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和8年9月30日まで
- 7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年6月に令和8年度及び令和9年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。
- 8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。
- 9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市公営競技局管理規程第6号

北九州市公営競技局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。
。

令和7年4月1日

北九州市公営競技局長 春日 伸 一

北九州市公営競技局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局事務専決規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同項第2号中「100万円」を「200万円」に改める。

別表第2の（19）の契約の項中「250」を「400」に改め、同表の（19）の設計等委託の契約の項中「100」を「200」に改める。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局公告第5号

北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

3 申請の受付期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、ケからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 建設業許可申請書の別表

カ 印鑑証明書

キ 給与支払報告書（総括表）の写し

ク 工事用機械器具調書

ケ 主観点による加点の辞退届

コ 北九州市内事業所等調書

サ 保有作業船調書

シ 舗装工事関係機械調書

ス 社会的責任・社会貢献関係資料

- セ 北九州市税に係る納税証明書
- ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- タ 労働保険料納入証明書
- チ 社会保険等関係届出書
- ツ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

令和 7 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 1 2 月に令和 9 年度及び令和 1 0 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

9 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

1 0 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課
北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号
電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0
F A X 0 9 3 - 7 9 1 - 1 4 7 6

北九州市公営競技局公告第6号

北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第9条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約（建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法等を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

1 申請の対象となる物品等及び役務の種類

- (1) 印刷・写真
- (2) 事務用品
- (3) 機械器具
- (4) 自動車・船舶
- (5) 家具・装飾
- (6) 縫製・繊維製品
- (7) 薬品
- (8) 燃料
- (9) 教材・書籍・美術品
- (10) 建設資材
- (11) 農林・園芸
- (12) 日用品・雑貨・百貨
- (13) サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからケまで及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- エ 誓約書
- オ 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの）
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料

(3) 提出先

〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
規則第6条第1項（規則第9条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和8年9月30日まで
- 7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年6月に令和8年度及び令和9年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。
- 8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法
北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。
- 9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476

北九州市公営競技局公告第7号

北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第10号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める随時に行う受付を令和7年度において行うため、同条第3項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査の申請方法を次のとおり公告する。

令和7年4月1日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後、別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正

- ナ 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格を有しない者

3 申請の受付日時

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 申請書の受付方法

(1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書（個人の場合は、身分に関する証明書）

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書（その１）
- エ 申請業務に関する調書（その２）
- オ 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

規則第 7 条第 1 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の有資格業者名簿に追加して記載された日の翌日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

7 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、令和 8 年 6 月に令和 8 年度及び令和 9 年度の資格審査の定時受付の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町 1 3 番 1 号

電話 0 9 3 - 7 9 1 - 5 0 1 0

F A X 0 9 3 - 7 9 1 - 1 4 7 6